

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>第四条 県議会議員が、職務のため旅行したときは、<u>次項から第四項までに定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u></p> <p><u>2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として議長が定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として議長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p><u>3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u></p> <p><u>4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、県議会議長にあつては八十八万円、県議会副議長及び県議会議員にあつては八十万円とする。</u></p> <p><u>5 県議会議員が、県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 招集地居住者及び同地外で十キロメートル未満は、一日について六千円</p> <p style="margin-left: 20px;">二 五十キロメートル未満（前号に掲げるものを除く。）は、一日について八千円</p> <p style="margin-left: 20px;">三 五十キロメートル以上は、一日について一万二千百円</p> <p><u>3 (削る)</u></p>	<p style="text-align: center;">埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>第四条 県議会議員が、職務のため旅行したときは、<u>別表第一及び別表第二に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 県議会議員が、県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 招集地居住者及び同地外で十キロメートル未満は、一日について六千円</p> <p style="margin-left: 20px;">二 五十キロメートル未満（前号に掲げるものを除く。）は、一日について八千円</p> <p style="margin-left: 20px;">三 五十キロメートル以上は、一日について一万二千百円</p> <p><u>3 県議会議員が、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の用務のため内国旅行をしたとき（前項に規定するときを除く。）は、別表第一に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する額に相当する額から日当及び旅行雑費に相当する額を減じた額に一日について三千三百円を加えた額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u></p>

改正案

第五条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項に規定する割合（給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乘じる割合に限る。）を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が六箇月未満の場合は、本文に規定する額にその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 二 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 三 三箇月未満 百分の三十

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

県会議員の報酬額についての規定は、昭和二十二年五月分からこれを適用する。

従前の議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例はこれを廃止する。

平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

平成二十八年四月一日以後、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定（給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に乘じる割合に係る部分に限る。）が改正された場合において、当該改正に係る条例に、当該改正に伴う期末手当に関する経過措置が規定されているときは、同日以後県議会議員に支給する期末手当については、当該経過措置の例による。

(削る)

現 行

第五条 期末手当の額は、議員報酬月額及びその議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項に規定する月に応じ、同項に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、在職期間が六箇月未満の場合は、本文に規定する額にその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 二 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 三 三箇月未満 百分の三十

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

県会議員の報酬額についての規定は、昭和二十二年五月分からこれを適用する。

従前の議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例はこれを廃止する。

平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは、「百分の百四十五」とする。

平成二十八年四月一日以後、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定（同項に規定する月に応じて同項に規定する割合に係る部分に限る。）が改正された場合において、当該改正に係る条例に、当該改正に伴う期末手当に関する経過措置が規定されているときは、同日以後県議会議員に支給する期末手当については、当該経過措置の例による。

別表第一 内国旅行の費用弁償（第四条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
三、三〇〇円	一六、五〇〇円	三、三〇〇円

改正案

現行

(削る)

別表第二 外国旅行の費用弁償（第四条関係）

日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当

区分	日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）	死亡手当
	指定都市	その他	指定都市	その他		
県議会議長	一〇、 五〇 〇円	八、七 〇〇 円	三二、 二〇 〇円	二六、 八〇 〇円	八、六 〇〇 円	八八 〇、〇 〇〇 円
県議会副議長及び県議会議員	九、四 〇〇 円	七、九 〇〇 円	二九、 〇〇 〇円	二四、 二〇 〇円	八、〇 〇〇 円	八〇 〇、〇 〇〇 円

備考

- 一 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）において定められている都市の地域をいい、その他とは、指定都市の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、県議会議長にあつては六千三百円、県議会副議長及び県議会議員にあつては五千七百円とする。